

## 介護状態に合わせて保障する

アフラックの  
しっかり頼れる  
介護保険

人生100年時代。

介護は誰もが直面する可能性のある、  
社会的な課題となっています。

そんな介護の費用はいくらかかるか、  
ご存じですか？

**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

健康な方はもちろん、“健康に不安がある方”もお申し込みいただけます。

契約年齢\*

満18歳～満79歳

\*契約内容により異なります。

この保険は、「介護や障がいの保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。  
商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。  
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。

**！**はお客さまにとくに確認いただきたい項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

### ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

### 生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

## お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・  
ご相談ならびに苦情について

**アフラックコールセンター 0120-555-027**

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは  
<募集代理店>

◎この「パンフレット」にある保険料および保障内容などは、契約日が2021年9月21日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります)。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

**Aflac** アフラック  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
<https://www.aflac.co.jp/>

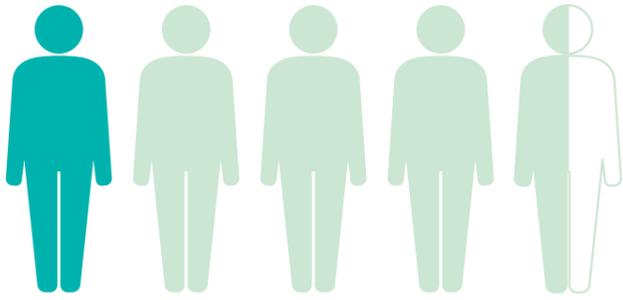


No.B32000-00 21.09(新) 83200000 AF提金ツ-2021-0003 6月11日

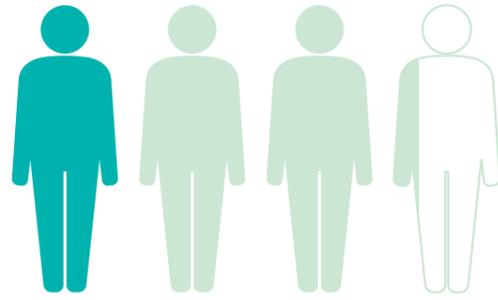
# 介護が必要になる割合はどのくらい？

75歳以上では4.5人に1人、90歳以上では1.7人に1人の割合で介護が必要となります。人生100年時代のいま、介護は決して他人ごとではありません。

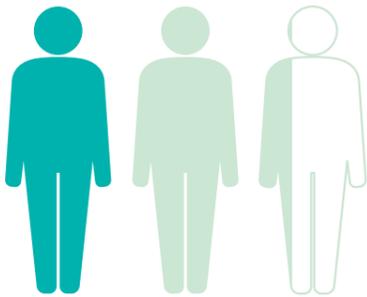
75歳以上の4.5人に1人



80歳以上の3.1人に1人



85歳以上の2.3人に1人



90歳以上の1.7人に1人

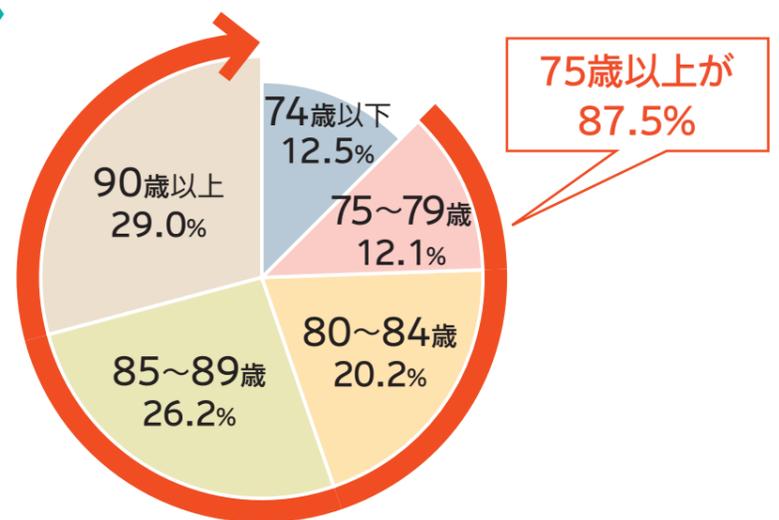


厚生労働省「令和元年 人口動態統計」および厚生労働省「平成30年度 介護保険事業状況報告(年報)」をもとにアフラック作成  
※公的介護保険制度にもとづく要介護1～5に認定された方を対象

# 要介護認定されている人の年齢は？

公的介護保険制度で要介護認定を受けた方の約9割が75歳以上です。高齢のご夫婦だけでなく、高齢の子が親を介護するなどのいわゆる「老老介護」も心配です。

■ 年齢階級別要介護認定者の割合



厚生労働省「平成30年度 介護保険事業状況報告(年報)」をもとにアフラック作成  
※公的介護保険制度にもとづく要介護1～5に認定された方を対象

# 何が原因で介護が必要になるの？

認知症が原因で介護が必要になるとイメージする方が多いかもしれませんが、脳血管疾患も同じくらいの割合で介護の原因となっています。

さらに、骨折・転倒といったケガで介護が必要になるなど、原因はさまざまです。

■ 介護が必要となった主な原因

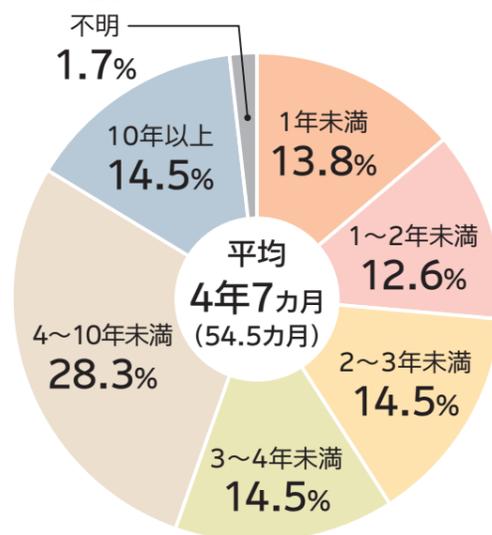
1位	認知症	17.6%
2位	脳血管疾患(脳卒中)	16.1%
3位	高齢による衰弱	12.8%
4位	骨折・転倒	12.5%
5位	関節疾患	10.8%

厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成

## 介護にかかる期間はどのくらい？

平均期間は4年7カ月ですが、年齢や要介護度など、個人の状態により介護にかかる**期間はさまざま**で、10年以上と長期にわたることもあります。

### ■ 介護にかかる期間

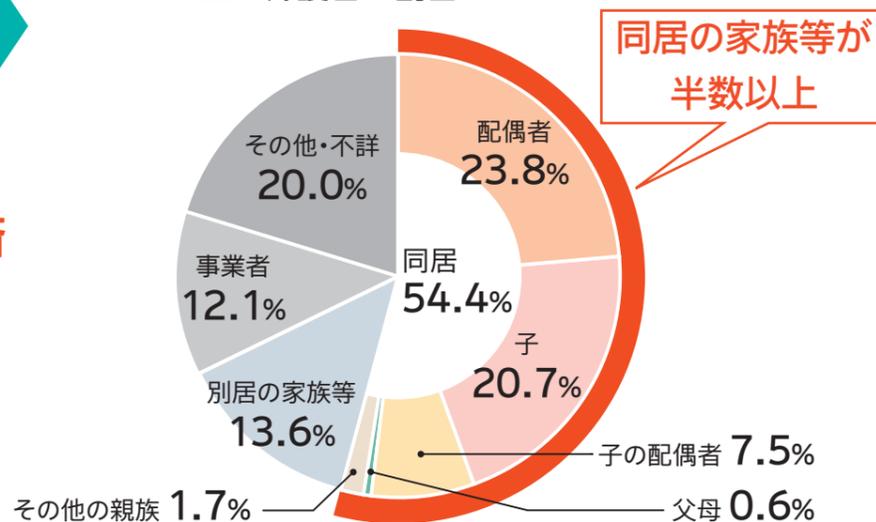


(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとにアフラック作成  
※端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

## 誰に介護してもらおうのでしょうか？

介護をする方の**半数以上を同居の家族**が占めており、ご本人だけでなく**家族への身体的・精神的負担、経済的な負担**も心配です。

### ■ 主な介護者の割合



厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」をもとにアフラック作成  
※端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

## 介護にかかる費用(平均額)

ご存じですか？

介護にかかる費用の総額は約**1,500万円**と、とても高額です。

介護にかかる費用の総額

平均**1,421万円**

でも、すべてをご自身で準備する必要はありません

## 介護にかかる費用(平均額)

そのうち、約**1,000万円**は公的介護保険でカバーされます。

介護にかかる費用の総額 **平均1,421万円**

公的介護保険でカバーされる費用

**平均927万円**

(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」および厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成

では、ご自身で負担しなければならない費用はいくらでしょうか?

5

## 介護にかかる費用(平均額)

残りの約**500万円**は、ご自身で負担しなければならない費用で、場合によってはご家族が負担することもあるかもしれません。

介護にかかる費用の総額 **平均1,421万円**

公的介護保険でカバーされる費用

**平均927万円**

ご自身やご家族で負担しなければならない費用

**平均494万円**

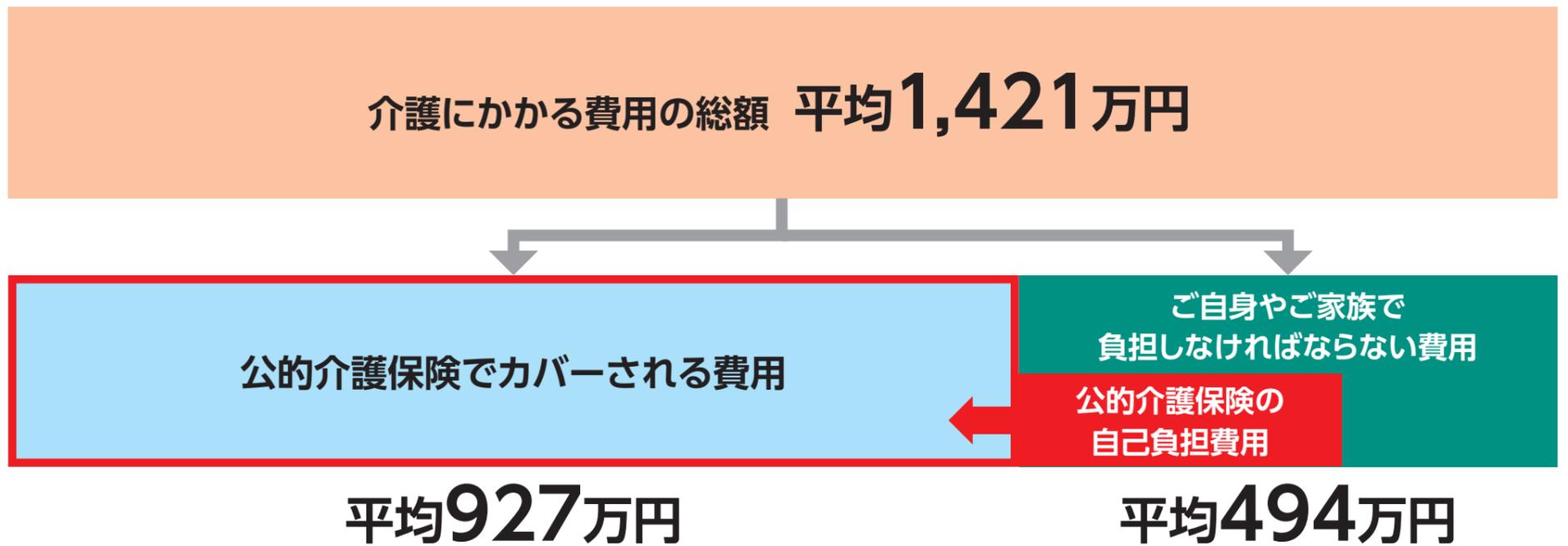
(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」および厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成

確実に準備しておく必要がある費用は?

6

## 介護にかかる費用(平均額)

「公的介護保険の自己負担費用」を準備できない場合は、公的介護保険サービスの利用自体をあきらめることになるかもしれません。



将来、介護が必要となったときに、どの程度資金に余裕があるかわかりません。ご自身で負担しなければならない費用は、今からご準備いただくと安心です。このうち、**公的介護保険の自己負担費用は「民間の介護保険」で準備することをおすすめ**します。

(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」および厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成

7

## 老後の収入と支出

### ■ 家計収支(月額平均)

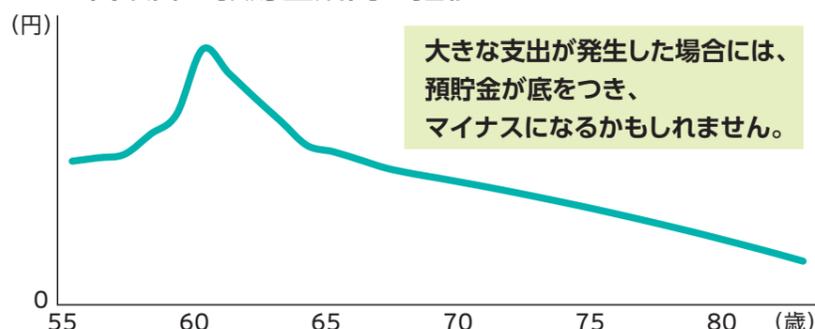


総務省統計局「2019年 家計調査(家計収支編)調査結果」をもとにアフラック作成

ゆとりあるセカンドライフを送るためには、さらに生活費が必要になるかもしれません。例えば、夫婦2人の場合の**ゆとりある老後の生活費は月額で平均36.1万円**とされています。

(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

### ■ 50代以降の預貯金残高の推移(イメージ)



生活費の不足などで預貯金を取り崩し、介護が必要になったときが**人生で一番資金が不足しているとき**かもしれません。

8

# 公的介護保険サービス利用時の自己負担額と介護期間

公的介護保険サービス利用時の平均自己負担額は、要介護度が上がるにつれて高くなります。例えば、**在宅介護**の場合、**要介護5**では年額約30万円、**施設介護**の場合、**要介護5**では年額約40万円となっています。また、**介護の期間もさまざまで、長期にわたることもあります。**

## ■ 公的介護保険サービスを受けるためにかかる費用(平均自己負担額\* / 受給者1人あたり)

要介護度	在宅介護の場合	施設介護の場合
要介護5	年額 28.5万円 (月額2.4万円)	年額 39.5万円 (月額3.3万円)
要介護4	年額 22.9万円 (月額1.9万円)	年額 36.8万円 (月額3.1万円)
要介護3	年額 18.7万円 (月額1.6万円)	年額 34.4万円 (月額2.9万円)
要介護2	年額 12.3万円 (月額1.0万円)	年額 33.6万円 (月額2.8万円)
要介護1	年額 8.8万円 (月額0.7万円)	年額 31.6万円 (月額2.6万円)

\* 自己負担割合1割の金額を記載しています。65歳以上の場合、所得に応じて負担割合(1~3割)が決まります。

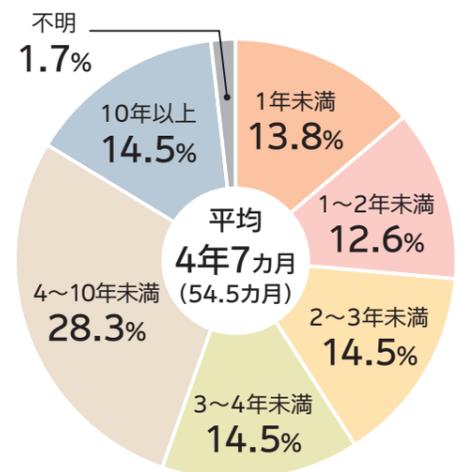
厚生労働省「介護給付費等実態統計 令和2年度10月審査分」をもとにアフラック作成(月額費用は年額費用を12カ月で割って四捨五入。在宅介護については「居宅サービス」「地域密着型サービス」のうち、支給限度額の対象となるもののみ算定)

※施設介護の費用に居住費、食費、日常生活費などは含まれません。

※公的介護保険制度について、詳しくは13~14ページを参照してください。

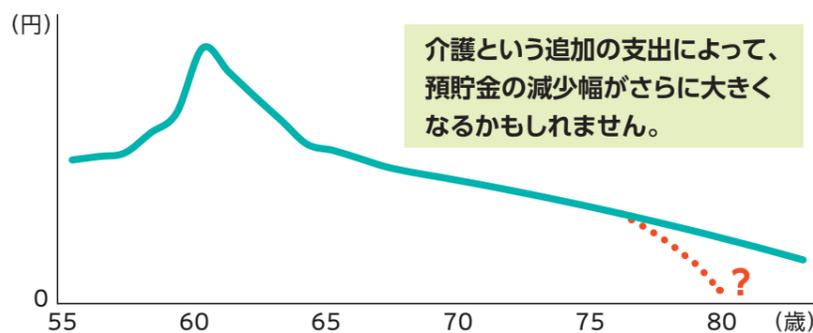
[公的介護保険制度にもとづく要介護認定の目安:14ページへ](#)

## ■ 介護にかかる期間



(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとにアフラック作成

## ■ 50代以降の預貯金残高の推移(イメージ)



大切な老後生活資金を取り崩さないためにも、  
**介護の実態にあわせて保障する「アフラックのしっかり頼れる介護保険」にお任せください!!**

# 保障内容

●ご希望により、記載以外の給付金額の設定ができます。  
※支払事由・支払限度などについては、17~18ページ「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

介護状態に合わせて保障する

アフラックの  
しっかり頼れる  
介護保険

### 介護年金を重視したプラン

### お手頃な保険料のプラン

	被保険者の状態	Aプラン1型		Bプラン2型	支払事由	支払限度	保険期間
		基準介護年金額 60万円	基準介護年金額 30万円	基準介護年金額 30万円			
介護年金	要介護5	60万円	30万円	30万円	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当しているとき	1年に1回 保険期間を通じて 10回まで	終身
	要介護4	50万円	25万円	20万円			
	要介護3 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	40万円	20万円	10万円			
要介護2一時金	要介護2 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	20万円	10万円	10万円	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく左記の要介護度以上の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当したとき	1回限り	
要介護1一時金	要介護1 または満65歳未満で アフラック所定の 要介護状態	20万円	10万円	10万円	②満65歳未満で、アフラック所定の要介護状態に該当したとき	1回限り	

免除事由に該当したとき(要介護1一時金の支払事由に該当したときなど)  
以後の保険料はいただきません

保障は継続します

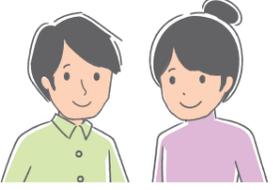


# 公的介護保険制度について

※2021年7月現在の制度にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

## 公的介護保険制度について

「公的介護保険制度」は40歳以上の方が加入している社会保険制度で、65歳以上の方と40歳から64歳の方で受給要件が異なります。要介護・要支援と認定された場合に、所定の公的介護保険サービスを利用できます（現金による給付ではなく、公的介護保険サービスそのものが提供されます）。65歳以上の場合、所得に応じて公的介護保険サービス利用料の1～3割が自己負担となります。

対象者	受給要件
65歳以上の方(第1号被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態</li> <li>・要支援状態</li> </ul> ※原因を問わず公的介護保険サービスを受けることができます。
40歳から64歳の方(第2号被保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護(要支援)状態が、老化に起因する疾病(右記の特定疾病)による場合に限定。</li> </ul>

### 40歳から64歳の方(第2号被保険者)の要介護(要支援)認定について

40歳から64歳の方(第2号被保険者)は、政令で定める疾病(特定疾病)によって要介護(要支援)状態に該当した場合に要介護(要支援)認定を受けることができます。

#### 特定疾病

がん\*、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

\*医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り、ます。

厚生労働省「介護保険制度について(40歳になられた方へ)」([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10548.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html)) (2021年7月9日現在)をもとにアブラック作成

## 公的介護保険制度にもとづく要介護認定の目安

公的介護保険制度にもとづく要介護度は、介護を必要とする度合に応じて段階が定められています。認定は要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。

### 要介護1～5の身体状態の目安(例)



軽度

要介護度

重度

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。 問題行動や理解の低下がみられることがある。	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。 入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。	食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。 立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。 歩行や両足での立位保持はほとんどできない。 意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとにアブラック作成

公的介護保険サービスを受けるためにかかる費用(平均自己負担額):9ページへ

# ご契約後のサービス

## 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約者さま向けサービス

介護全般に関する相談、財産管理や相続に関するサービス提供会社の紹介など幅広くサポートします。  
ご契約者さまとご家族がご利用いただけます。

介護全般に  
ついて  
相談したい

**介護電話相談サービス**

相談料・通話料  
**無料\*1**

提供:(株)ウェルネス医療情報センター  
\*1 携帯電話の場合は通話料がかかります。

介護相談	介護に関する悩みを抱える人が、介護全般の疑問や悩みを電話で相談できるサービスです。
仕事と介護両立支援	仕事と介護の両立に悩みを抱える人が、公的介護保険制度や介護休業などについて電話で相談できるサービスです。
訪問/通所介護紹介*2	ご契約者さまとご家族に適する在宅介護サービス事業者について電話で相談、またはWebで検索し、情報を得られるサービスです。
施設紹介*2	ご契約者さまとご家族に適する介護施設について電話で相談、またはWebで検索し、情報を得られるサービスです。

\*2 紹介のみで優待・割引はありません。

自分や親の  
財産を管理したい

**家族信託組成  
サービス\*3**

サービス提供会社をご紹介  
割引価格でご利用可能 \*4  
提供:(株)ファミトラ

家族信託の組成や運営を支援するサービスです。  
家族信託とは、認知症への不安を抱く方が認知症になる前に、信頼するご家族に資産を託し、その管理や処分をご家族に行ってもらおうしくみです。

相続について  
相談したい

**相続手続  
代行サービス**

サービス提供会社をご紹介 \*5  
割引価格でご利用可能 \*4  
提供:(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託

税理士、行政書士などの相続手続の専門家が、相続人に代わり、被相続人の死亡後に発生する遺産相続の各種手続きや相続税申告、相続不動産の売却・処分などを代行するサービスです。

\*3 ご利用にあたっては、ご契約者さまがご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にアクセスいただく必要があります。法人契約の場合は本サービスをご利用になれません。

\*4 ご利用にあたっては、ご利用者さま自身が各サービス提供会社と契約する必要があります(費用はご利用者さまの自己負担となります)。

\*5 ご利用にあたっては提供会社へ電話でお申し込みください。相談料は無料ですが、通話料はご利用者さまの自己負担となります。

**サービスに関する注意事項**

- これらのサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)ファミトラ、(株)エスクロー・エージェント・ジャパン信託が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、または失効している場合はご利用いただけません。相続手続代行サービスについては被保険者さま死亡によりご契約が終了した後も、被保険者さまの相続に関してご契約者さまとご家族がサービスをご利用いただけます。
- これらのサービスは2021年9月21日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- サービスの内容や、その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、アフラックオフィシャルホームページ [https://www.aflac.co.jp/keiyaku/r\\_kaigoservice.html](https://www.aflac.co.jp/keiyaku/r_kaigoservice.html) をご確認ください。

# 健康に不安のある方へ

「特別保険料率に関する特則」は  
満20歳から満79歳まで付加いただけます。

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」は、健康に不安がある方もお申し込みいただける介護保険です。

## このような理由であきらめていませんか？



**現在、  
病気で通院し、  
薬も飲んでいる**



**持病・既往症  
がある**



**以前、  
入院・手術を  
したことがある**

**例えば** このような方もお引き受けできる場合があります。

割り増しされた保険料をお払い込みいただく「特別保険料率に関する特則」を付加して、ご契約をお引き受けできる場合があります。ただし、被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

**糖尿病で治療中の方**  
(2年以内の入院や合併症がない場合)

**慢性気管支炎をお持ちの方**  
(2年以内の入院がない場合)

**C型肝炎で通院中の方**  
(2年以内の入院がない場合)



※上記のお引き受けの可能性のある例について、2年以内の入院や合併症などがない場合でも、入院歴や診療状況などによっては、お引き受けできない場合があります。

※上記の例は、2021年9月21日現在のものであり、「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約いただける条件は、今後変更となる可能性があります。

### お手続きについて

「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引き受けする場合、お申し込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。ご案内の内容やお手続きなどの詳細については、アフラックへお問い合わせください。



- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方、今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことのある方、または申請をしたことのある方はご契約をお申し込みいただけません。
- 健康状態・今までの病歴・すでにご契約されているアフラックの保険との通算などにより、ご契約をお引き受けできない場合があります。  
※詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金	支払事由	支払限度
介護年金	<p>①第1回 つぎの(ア)(イ)いずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (a)日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (b)認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>②第2回以後 第2回以後の介護年金支払基準日*において、つぎの(ア)(イ)いずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当しているとき (a)その日を含めて180日以上前から継続して日常生活動作における要介護状態に該当していると医師によって診断されているとき (b)その日を含めて90日以上前から継続して認知症による要介護状態に該当していると医師によって診断されているとき</p> <p>※支払事由①②について、(ア)(イ)両方に該当した場合は、(ア)の介護年金額をお支払いします。</p>	1年に1回 保険期間を通じて 10回まで

給付金など	支払事由/免除事由	支払限度
要介護2一時金	<p>つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ)認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき</p>	1回限り
要介護1一時金	<p>つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ)認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき</p>	1回限り
保険料払込免除	<p>つぎの①②③いずれかに該当した場合 ①要介護1一時金の支払事由に該当したとき ②アフラック所定の高度障害状態になったとき ③不慮の事故によるケガによって、その事故の日からその日を含めて180日以内にアフラック所定の身体障害状態になったとき</p>	—

\* 第1回の介護年金については支払事由に該当した日、第2回以後の介護年金については、第1回の介護年金支払基準日の後の年単位の応当日のことをいいます。第2回以後の介護年金支払基準日において介護年金の支払事由に該当せず、介護年金が支払われなくなった後、新たに介護年金の支払事由に該当したときは、その日を新たな介護年金支払基準日とします。



給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「契約の限度」「通算の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

## 日常生活動作における要介護状態

「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) 下記の1,2いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること  
(2) 下記の3,4,5,6のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること

項目	1 寝返り	2 歩行	3 衣服の着脱	4 入浴	5 食物の摂取	6 排泄
	<p>身体にふとなどをかけない状態で、横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること</p> 	<p>立った状態から歩幅や速度は問わず5m以上歩くこと</p> 	<p>(1)ボタンのかけはずし (2)上衣の着脱 (3)ズボン・パンツなどの着脱 (4)靴下の着脱</p> 	<p>一般家庭用浴槽の出入り(浴槽の縁をまたぐこと)</p> 	<p>通常の食事を摂ること(食物を口に運ぶ行為を指し、調理、配膳、片付けは含まない)</p> 	<p>排泄および排泄後の後始末</p> 
一部介助を要する状態	ベッドの柵、ひも、バー、サイドレールなど何かにつかまらなければならない状態	義手、義足、歩行器などの補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければならない状態	上記の(1)(2)(3)(4)いずれかについて、一部は自分で行っているが、部分的に介助を要する状態	介護者が支える、手を貸すなどの部分的な介助がなければ一人ではできない状態	食事の際に、小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとるなど、食べやすくするために何らかの介助が必要な状態	排泄後の拭き取りができないか、できても不十分なために介護者が拭き取るなどの直接的な介助を要する状態
全介助を要する状態	ベッドの柵、ひも、バー、サイドレールなど何かにつかまっても介助なしではできない状態	義手、義足、歩行器などの補助用具、装具を用いても介助なしではできない状態	上記の(1)(2)(3)(4)いずれかについて、自分ではまったくできず、すべての介助を要する状態	介護者が抱えなければできない状態、介護者がリフトなどの機器を用いなければならない状態	介助なしに自分ではまったく食事をしない、またはできない状態	排泄後の拭き取り始末を含め、排泄に関してすべての介助を要する状態

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

## 認知症による要介護状態

「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)両方に該当する所定の認知症をいいます。

- (1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること  
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当することをいいます。

- (1) 常時、時間の見当識障害があること  
・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと  
(2) 場所の見当識障害があること  
・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと  
(3) 人物の見当識障害があること  
・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

**！** お申し込みの前にご確認ください。  
(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

**Q1** 一度、要介護認定を受け、その後要介護状態ではなくなった場合、保険料の払い込みを再開しなければならないのでしょうか？

**A1** いいえ、保険料のお払い込み(再開)は不要です。  
一度、保険料払い込みの免除事由に該当した後は、その後の状態にかかわらず保険料のお払い込みは不要です。

**Q2** 満65歳以上でアフラック所定の要介護状態に該当した場合、給付金は支払われますか？

**A2** いいえ、満65歳以上の給付金のお支払いには、公的介護保険制度にもとづく要介護認定が必要となります。\*

■支払事由と支払事由に該当した年齢の関係

支払事由	支払事由に該当した時点の年齢		
	満65歳以上 (第1号被保険者)	満40歳～満64歳 (第2号被保険者)	満39歳以下 (公的介護保険対象外)
公的介護 保険制度の 要介護認定	●	● (特定の疾病を原因とした場合)	×
アフラック所定の 要介護状態	×*	●	●

\* 満65歳未満でアフラック所定の要介護状態に該当し、満65歳以上となった後もその状態が継続しているときには、介護年金をお支払いします。

**Q3** 税法上の取り扱いについて教えてください。

**A3** 保険料・給付金の税金については、以下をご確認ください。

■保険料について

納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

■各給付金について

受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

※法人契約の場合は異なります。

※2021年7月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

**Q4** 保険契約を解約した場合の解約払戻金がありますか？

**A4** 解約払戻金はありません。  
解約払戻金がないため、保険料が割安になっています。

**Q5** 保険料の一括払(全期前納払)はできますか？

**A5** 保険料の一括払(全期前納払)の取り扱いはありません。  
保険料払込期間は終身払のみとなります。

保険料

介護状態に合わせて保障する



アフラックのしっかり頼れる介護保険  
月払保険料(個別取扱)

保険料払込期間: 終身払

●契約日が2021年9月21日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります。(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)

●保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。

●健康状態によっては、記載の保険料と異なる割増した保険料でお引き受けする場合があります。お申し込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

●契約内容(「特別保険料率に関する特則」の付加の有無を含む)や経過年数などによっては、給付金の合計額が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

性別	契約日の満年齢	Aプラン <sup>1</sup> 型		Bプラン <sup>2</sup> 型
		基準介護年金額 60万円	基準介護年金額 30万円	基準介護年金額 30万円
男性	18歳	2,120円	1,060円	970円
	20	2,200	1,100	980
	30	2,660	1,330	1,210
	40	3,480	1,740	1,530
	50	4,960	2,480	2,120
	60	7,880	3,940	3,340
	70	14,660	7,330	6,040
	79	31,740	15,870	12,990

性別	契約日の満年齢	Aプラン <sup>1</sup> 型		Bプラン <sup>2</sup> 型
		基準介護年金額 60万円	基準介護年金額 30万円	基準介護年金額 30万円
女性	18歳	2,660円	1,330円	1,180円
	20	2,800	1,400	1,220
	30	3,580	1,790	1,580
	40	4,860	2,430	2,070
	50	7,020	3,510	3,000
	60	11,380	5,690	4,790
	70	22,360	11,180	9,290
	79	52,400	26,200	21,730

# ご契約後の将来加入シミュレーション

具体的な保険料については「設計書」などをご確認ください。

## 契約年齢が45歳の場合

ポイント① 契約年齢が上がると、月々の保険料も上がります。契約後の保険料は一生涯変わりません。

ポイント② 契約年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

契約年齢	月払保険料	累計払込保険料			
	Aプラン <sup>1</sup> 型 基準介護年金額 60万円	要介護1以上に認定される年齢(保険料のお払い込みが免除となる年齢)			
		75歳	80歳	85歳	
男性	45歳	4,140円	1,490,400円	1,738,800円	1,987,200円
	50歳	4,960円	1,488,000円	1,785,600円	2,083,200円
	55歳	6,180円 ①	1,483,200円	1,854,000円 ②	2,224,800円 ②
	60歳	7,880円	1,418,400円	1,891,200円	2,364,000円
女性	45歳	5,760円	2,073,600円	2,419,200円	2,764,800円
	50歳	7,020円	2,106,000円	2,527,200円	2,948,400円
	55歳	8,800円 ①	2,112,000円 ②	2,640,000円 ②	3,168,000円 ②
	60歳	11,380円	2,048,400円	2,731,200円	3,414,000円

いざ契約しようと思ったときに、健康状態によっては契約できない可能性があります。

現在の年齢でのご契約をご検討ください。

## 契約年齢が60歳の場合

ポイント① 契約年齢が上がると、月々の保険料も上がります。契約後の保険料は一生涯変わりません。

ポイント② 契約年齢や経過年数によっては、累計払込保険料が多くなることもあります。

契約年齢	月払保険料	累計払込保険料			
	Aプラン <sup>1</sup> 型 基準介護年金額 60万円	要介護1以上に認定される年齢(保険料のお払い込みが免除となる年齢)			
		75歳	80歳	85歳	
男性	60歳	7,880円	1,418,400円	1,891,200円	2,364,000円
	65歳	10,480円	1,257,600円	1,886,400円	2,515,200円 ②
	70歳	14,660円 ①	879,600円	1,759,200円	2,638,800円
	75歳	21,700円	—	1,302,000円	2,604,000円
女性	60歳	11,380円	2,048,400円	2,731,200円	3,414,000円
	65歳	15,600円	1,872,000円	2,808,000円 ②	3,744,000円
	70歳	22,360円 ①	1,341,600円	2,683,200円	4,024,800円 ②
	75歳	34,580円	—	2,074,800円	4,149,600円

いざ契約しようと思ったときに、健康状態によっては契約できない可能性があります。

現在の年齢でのご契約をご検討ください。